

明治前期年少労働史論(一)

— 年少労働の創出 —

一番ヶ瀬 康子

一 序

封建時代に於ても或いはそれ以前の古代に於ても、年少者は例え、家の農業を手伝うとか或いは世襲の手工業を習得する為幼時より家業に従うとか、いわゆる「勤勞」には従事して来た。しかし、年少者が「賃労働」としてその労働力を商品化するに至る迄には、成人労働者と同じ意味で、身分制及び生産手段からの解放が必要であつたし、又労働力を必要とする資本の需要が先ず必須条件であつた。そして、特に年少者である故に、直接的には、身分制及び生産手段からの解放が結果的にもたらす家長制的親権からの解放過程及び特に年少者を有利とする資本の需要を必要とした。年少労働が漸次資本の需要に対応しつつ成立してゆく過程、それは成人労働者の場合と同じく初期資本主義時代いわゆる資本主義成立期であると言われて居る。即ち、マニユファクチャの増大が労働力への需要を増し、特にその分業化より生じた不熟練労働が再生産費の安くてすむ「年少」労働を要求すると共に、一方農家や都市に流入して来た貧窮家庭の子供達が、それに対応してゆく過程である。

この時期の年少労働問題は、産業革命期のそれ程複雑でなく、又

今日迄余り問題にはされてこなかつた。しかし、年少労働成立の特色こそ何等かの意味でその後の年少労働問題に投影されて居る事を考える時、やはり年少労働の歴史は、此の時期より始められねばならぬと考える。それは又、年少労働問題を直接の契機として近代史に登場する社会政策、或種の社会事業、教育制度等に現われる諸特質をも結局は理解する一つの鍵となるであろう。

日本資本主義とせば対比される英国に於て、広汎に年少労働が表われ始めるのは、大体十七世紀後半であると思われる。それは、当時のマニユファクチャの需要の対応する農村や救貧法の児童達によつて成立する。しかし、十八世紀にはいつて産業革命直前になると、資本が強引に年少労働者を集める為、有名な児童掠奪——人さらい、人身売買、救貧法の児童達の集団移動等——が起る。これ等の過程が長く、又救貧法が極めて重要な役割を果して居る事等、それ等は永年の蓄積である「民富」より生じた資本、及び困い込み運動等によつて生じた農民層の分解と共に英国の特色であるが、それ等と比して日本の特質を考える一方、各国の年少労働に共通する一般的な問題を捉える資料として、日本の問題を探求した。

明治前期(明治元年より明治二十三、四年頃迄)——日本の初期

資本主義時代に於て、年少労働は如何にして、創出されて来たかを、本稿では特に考えてみたいと思う。

尚、本稿は、次号より引続き「明治前期年少労働史論」を、(一)——年少労働者の状態(二)——年少労働政策(三)——年少労働をめぐる諸思想と掲載してゆく予定の一部即ち(一)に当るものである。

明治前期を通じて、著しく民営工場が増加した事は、次の統計によつて推察出来る。

二 年少労働の需要

第一表 工場創業年度別表

種別	創業者年度別				総計
	維新前	自明治元年至同十年	自明治十一年至同十八年	自明治十九年至同三十五年	
製糸業	一〇	一二五	二七八	二、〇六五	二、四七八
織物業	三五	六五	七九	一、四〇六	一、五八五
窯業	七三	三四	五二	二六四	四二三
醸造業	一四二	四九	一七	二三八	三四六
機械製造業	〇	九	一七	一〇九	一三五
船舶製造業	〇	九	一七	一〇九	一三五
器具製造業	一〇	九	一七	四五	七三
金屬器業	一八	一七	一一	七六	一〇九
金屬採集業	一六	七	一三	五六	九四
鉱物採集業	四	九	一五	四三	七六
計	三〇三	三三六	五〇〇	四、三五九	五、五〇八

備考 農商務省「工場通覧」より抜萃した山田盛太郎著「日本資本主義分析」七、八頁の表を参照して作製

明治元年からの十年よりは十一年から十八年迄の方が、又、それよりは明治十九年より三十五年迄の方が、増加数が多い。又製糸業は、特に明治元年から十年迄の間に於ても又それ以後に於ても他の

産業よりは増加数が著しい。この他明治前期の工場としては、官営工場が存在する。その主なものは左の通りであつた。

第二表 諸省直轄工場職工数

(明治十六年十二月)

合	計		計	
	男	女	男	女
大藏省	印刷局	二、三八三 四七七	一、一七〇 四七七	一、二一三
農商務省	長崎造船機 兵庫蒸氣風帆船 及陸海用機械	七〇二 一八七	七〇二 一八七	
海軍省	兵器製造所 火藥製造所 横須賀海軍工廠	六三九 八一 二、二六三	六三九 八一 二、二六三	
陸軍省	東京砲兵工廠 大阪砲兵工廠	二、〇九四 九二五	二、〇九四 九二五	
農商務省	品川硝子 千住白煉瓦 新町紡績所 愛知紡績所 富岡製糸所	一〇五 一三八 一〇〇 六八 四〇〇	一〇一 一一三 三五 二二 三九	四 一二五 六五 四六 三六一
合	計	一、〇七二〇	八、九〇六	一、八一四

備考 「第四統計年鑑」及び横須賀は「横須賀海軍船廠史」第二卷より一六年末の数字を、兵器及び火藥製造所並びに東京及び、大阪砲兵工廠は「第七統計年鑑」により一七年末の数字を追加して作製した。岡谷三喜男著「日本賃労働史論」一一五頁より抜萃
 明治十五年に於ける民營工場の年少労働者特に幼少年労働者の数は次の統計によつて知る事が出来る。

第三表 民營工場及び職工数

(明治十五年十二月)

業	工場数		職工数		職工数
	小計	合計	職		
			男	女	
織製糸	一、〇六八	三七、四五二	二、七五五	二七、七〇二	六、九九五
維綿糸	二七	一、三六三	四七二	七八五	一〇六
工その他	一九〇	六、八〇八	一、二八三	四、三五九	一、一六六
食料品工業	二四	二二九	四、五一〇	三二、八四六	八、二六七
化学工業	四五九	七、四五九	一九六	三三	九・六
金属機械工業	一二八	三、三八一	四、三四三	二、〇六九	一、〇四七
その他工業	一一四	一、九一六	二、九八八	一一七	二七六
鉱業及び精錬業	二二	二、四四四	一、五一〇	二二一	一七五
合計	二、〇三三	六一、〇二五	一六、六五四	三五、五三五	九、八六三
					三〇・〇

備考 「第四統計年鑑」隅谷著前掲書二一四頁より抜萃

右の表によると、当時民營工場には、全職工数の一六%も十五才以下の幼少年工が居た事、又、その三分の二は製糸工業に居りしかもその八四%が織維工業に居た事、その他では化学工業に幼少年工の約一〇%が即ち化学工業全職工数の一四%も居た事等が窺われる。官營に比し民營の方が、又、織維工業より化学工業の方が平均

第四表 化学工業社数及び職工数年度別数表

年	度	社数	職工数
明治	一九年	一三八	一三、三三六

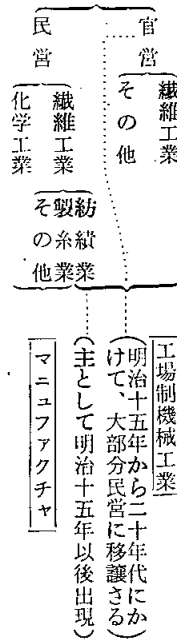
すると小規模経営であつた事も解る。

明治十三年の工場扱下概則により、その後官營工場は軍需工業を除いて漸次扱下げになつた。例えば新町及び富岡製糸場は三井家へ前者は明治十九年、後者は二十六年に扱下げられた。一方、民營工場中織維工業は、前掲一表で推察されうる如く著しく増大し、又特に明治十五年以後二十一、二年頃迄には大阪紡、天満紡、東京紡、鐘ヶ淵紡、平野紡、倉敷紡、尾張紡、浪華紡等の大規模機械紡績が陸續として設立された。同じく民營で年少労働者を多数雇用して居た化学工業も、やはり増大した。

明治 二〇年	一八九	一八、七二四
二一年	二二八	一八、八二八
二二年	三八一	二九、七八〇
二三年	三九三	二九、二二二
二四年	三八九	二七、六五七
二五年	三九一	二七、四八三

備考 第七十三統計年鑑より作製

以上の諸資料から、明治前期の年少労働に対する主なる需要は、次のように類型化する事が出来よう。



又、これ等の需要の質的な傾向は、どのようなものであつたかを述べてみよう。

(1) 官営織維工業

政府の富国強兵策にのつとつて技術移入を目標としたこの工場に於ては、「伝習員」を養成する為に年少労働者を雇用したと思われる。代表的な工場である富岡製糸場の開設の告諭は、此の事情をよく示して居ると云えよう。

「御告諭、日本の産物にて交易の大なると金高の上るとは生糸に越る者なし、外国人も之を貴び、御國中の利潤となる事之を以て

第一とす。然るに御国の生糸かくの如く上品なるは、土地の宣布故にて、其製法に至りては、只人々の覺の手心より出来せる者にて其法いまだ精しからず。……右女職人は製糸の術習の上は、御國製糸の教師に被成度御趣意候得ば、決して無疑念伝習の爲さし出可申、妄言に惑ひ候て御趣意に惑ひ候て御趣意に悖り候様の儀無之様可致……。」(註一)

この富岡製糸場には、「これまで家で糸とりをしていた農家の娘たちと士族の娘たち」(註二)が集まつたが、特に士族が過半数を占めて居た。(註三)

(2) 民営製糸業

明治初年以來、製糸業の発達に於ては、二つの類型があつた。即ち、器械製糸の方法をとつた長野、岐阜、山梨の工場及び座操器の改良と共同揚返しにより荷造りの統一及び品質検査によつて、従來の家内工業の方式をそのままかえなかつた群馬、福島の場合とである。後者の労働者は、当然従來通り家族、年季やといの古い奉公人達であつたが、前者は、その製糸業の発展とともに徐々に変化して來て居る。

「明治初年頃にあつては木村製糸工女は村内及び附近の村々を主としてゐたやうである。……明治十四、五年頃には伊奈の工女夥しく増加し、尚東西筑摩、南安曇等の松本手に及び、又当時飛騨からも多数の工女を雇傭し、ややおかれて甲州からも来るやうになつた。」(註四)

即ち、明治十四、五年頃より地区によつては、「寄宿工」が表われ始めるのである。「……中山社旧工女の談によれば、同社の工女は

十二、三才から十七、八才のもの大部分を占め、年長者でも二十、三才位であつたといふ(註五)と云う史料でも窺える通り、天体青少年女子労働者であつた。当時の器械製糸がまだマニユファクチャにすぎず機械製糸でなかつた為、素緒、添緒等は女子労働者の手先の熟練に依存して居たのである。

(3) 民営化学工業(マッチ工業)

当時の化学工業の多くはマッチ工業であつた。それには、前掲三表にもあつたように特に幼、少年労働が多く雇用されて居た。

「総じて孰れの燐寸工場に於ても見ることなるが、他の工場に比して細民の児女多く而して職工に幼年者を見るは燐寸工場なりとす。職工の過半は十才より十四、五才の児童なり。中には八才なるもあり、甚しきは六、七才なるも見ること多し、特に軸並職工の如き其七、八分までは十才未滿……蓋し日本の各種工業の中、幼年職工を使用すること多きは燐寸工場と段通工場の二者か。」(註六)

当時の、マッチ工業に於ける幼、少年者の仕事は、「燐寸詰」とは燐寸箱に燐寸を詰めて賃銀を受くる職業なり(註七)と記されている。従つてもつとも典型的な不熟練労働としての幼、少年労働への需要は、これに見る事が出来よう。

(4) 民営綿糸紡績工業

初期の紡績所は、例えば三重、岡山、名古屋、広島のように「土族授産」から発展したものが多かつた。そして、その場合は、近隣よりの通勤工が多かつた。

「明治二十年(一八八七年)以前ニ起リイタル工場ノ多クハ、其地方貧民ニ産業ヲ授ケル目的ヲ以テ起リタルモノニテ、其規模狭小少数ノ職工ニテ事足ルヲ以テ、男女共附近ノ市邑村落ヨリ通勤スルモノノミナリ。」(註八)

ところが、その後、大規模機械工場の出現によつて製糸工場と同じくその募集範囲が拡大されて行つた。

「千七百の女工中東京近傍のものは一百に過ぎず、他は皆な遠きより来りたるもの、其中最も多きは愛知の小農賤商、和歌山の市民、新潟の貧乏士族、鳥取及広島の農民より出でたるものにして、先達も和歌山より二、三百を募集せりと。」(註九)

ここでは、やはり製糸と同じく青少年女子が多く雇用されて居たが、機械の発達にともなつて製糸工場の場合よりは不熟練労働へ雇用されたと云えよう。

概括して、繊維工業に於ては青、少年労働者が、又、化学マッチ工業に於ては幼、少年労働者が雇用されて居たと云えよう。それは、熟練度に対する要求がより繊維工業に於て高い為と思われるが、その中でも、マニユファクチャであつた製糸業に於ては、機械紡績工業のそれより高かつたと思われる。

(註一) 開化新聞 明治五年七月二十日

(註二) 榎西、帯刀、古島、小口共著「製糸労働者の歴史」一九

頁

(註三) 明治六年「富岡製糸場記」寄宿舎婦女名簿による。

(註四) 「平野村誌」下 四〇五頁

(註五) 同 四〇九頁

(註六) 横山源之助著「日本之下層社会」(岩波文庫版) 一一九

(註七) 西田長寿編「都市下層社会」一九三頁
 (註八) 絹川雲峯「本邦綿糸紡績史」三卷 二〇一頁
 (註九) 国民新聞 明治二十六年四月十一日

三 年少労働者の供給源

明治維新によつて、直後にその衝撃を受けたのは、百五十四万人
 千五百六十八人(総人口の五・七%)を占める士族であつた。此の

第五表 職業別 貧富階層 歩合率

職業	類別		上		中		下	
	業	等級	歩合	人数	歩合	人数	歩合	人数
農			十分ノ一	一、六八五、五九六	十分ノ三	五、〇五六、七八九	十分ノ六	一〇、一一三、五七八
工			十分ノ〇・五	三九、六三四	十分ノ一・五	一一八、九〇一	十分ノ八	六三四、一四〇
商			十分ノ六	八六五、五三四	十分ノ三	四三二、七六七	十分ノ一	一四四、二五六
雜業			十分ノ一	二〇三、一二八	十分ノ三	六〇九、三八四	十分ノ六	一、二二八、七六八
官員			十分ノ五	一一、一三一	十分ノ五	一一、一三一	〇	
神官			十分ノ五	六、六四一	十分ノ五	六、六四〇	〇	
兵隊			〇		十分ノ十	三一、二五八	〇	
従者			〇		十分ノ十	六、六四〇	〇	
僧尼			十分ノ二	一三、三一九	十分ノ八	五三、二七五	〇	一四、八七四
学者			十分ノ五	六、〇七五	十分ノ八	六、〇七三	〇	
漁業者			十分ノ〇・五	二一、一二一	十分ノ五	一四、〇八〇	十分ノ九・五	二五、〇二六
医業			十分ノ六		十分ノ四		十分ノ十	三四五、四五一
雇人			〇		〇			

救済について政府は、秩祿、金祿公債等を与えると共に「士族階級」をはかつたが、何れも成功せず、特に明治十四年の不況以後は多数の者が貧困化した。
 「百五十七万余の士族(明治二十三年調)ノ過半ハ無職ノ中ニア
 ルヤ疑ナシ。」(註一)
 しかし、労働力の最大の供給源は、いう迄もなく農民であつた。
 当時の国民の如何なる階層が年少労働の供給源となる程貧困であつたかは、次の表によつて或程度知る事が出来よう。

職業不詳	十分ノ一・三二四	二、〇一四、〇二二	十分ノ二・九三三	四、四七八、六七二	十分ノ五・七六四	八、八三四、七二三
合計	四、八六七、五一七	一〇、八一八、九六九	二一、三三〇、八一六			

備考

「興業意見」明治十七年、大内兵衛・土屋喬雄編

明治前期財政經濟史料集成第十八卷三七〜三八頁

此の表は、日本の全人口を上、中、下とわけて、上等は生活費一人年一〇円八二銭五厘（衣食住の費用米価の一〇倍を要すもの）。中等は一人年六〇円四五銭（同じく米価の五倍）。下等は一人年二〇円一五銭（同じく米価の二倍）と、算定して居る。歩合計は一。殊に、農業、に従事して居る家族の多数の貧窮者に注目すべきであらう。

以上述べた所から、当時の主要な供給源と思われる士族、農民、又、マツチ工業の供給源としてすでに指摘した下層雑業者の住区スラムの状態を、特に年少労働者創出の状態を中心に述べてみよう。

(I) 士族

明治前期の士族の窮乏状態を示す史料は、幾つか存在するが、今、代表的なものを挙げてみよう。

「今ヤ各地方ノ士族窮乏困迫幾ソド其極ニ達シタルモノ多シ、此輩固ヨリ坐食ノ外ヲ知ラズ。農ニ商ニ工ニ皆其慣ヲ所ニアラズ。生計ノ支ヘ難キ唯金祿公債証書ノ下附ヲ望ンテ大旱ノ雲霓ニ於ケルガ如シ、而ルニ其証書ノ下附モ幾ソト其緒ニ就キタレバ、一時枯草ノ蘇生スルナキニアラズ、然リト雖モ已ニ負債ノ山ヲ為ス。九俣一掬ノ雨水安ソゾ之ヲ洗去スルノ効アラシヤ。良シヤ其証書ノ質入売買ヲ禁ズルモ之ヲ抱テ餓死センヨリ寧ロ法網外ニ之ヲ典売スルノ策ヲ求ムルニ至ラン。是ニ於テカ遂ニ本年無物ノ窮士族ニ立回り、再ラニ体力ノミニ依頼スルノ労働者トナラザルヲ得ズ。」(註一)

この様な士族、特に士族の子弟に対して、政府は「士族授産」に力をいれ、殊に殖産興業の技術移植の為には大いに期待をかけたのであつた。

「士族ハ積世涵養ノカラ以テ其精神ヲ發揮シ、百科ニ進ムニ足リ、其志行ヲ奮励シ、以テ難苦ニ耐ユルニ足リ、其氣力ヲ旺盛ニシ以テ外人ト競争スルニ足ル。今ノ現況ニ抛ルニ、学問百科凡ソ以テ國ノ事業ヲ進歩セシムベキ者、士族ノ性尤モ近キ所トス。」(註三)

士族の子弟は、官吏、巡査、教員、兵隊等になつたもの、又、一部分は前述の「伝習員」や「職工学校」の生徒となり、熟練労働者になつたものが考えられる。

「〔横須賀〕造船学校再置以來士族ノ輩ハ工業ニ依リテ立身ノ地ヲ求ムルノ志望ヲ抱キ、漸次ニ変則学校ニ入学スルモノアル；……」(註四)

しかし、大部分は、特に明治二十年代になると、窮乏化して他の貧窮者と変りなく前掲の如く「体力ノミニ依頼スル」(註二) 不熟練労働者の供給源となつたのである。

(2) 農 民

日本の寄生地主的土地所有に基いて、明治十年代位迄は農家が徐に貧窮化しつつあつたと云え、比較的種々の内職で家計を補つて居た為、農家の子女は当時の需要との対応に於て附近の製糸場等へ通つて居たと思われ。ところが、明治十七年前後に全国的に拮据した農村恐慌は、明治六年地租改正の影響に相呼応して急速に農家の貧窮化を進め、その結果小作人は増え、又出稼ぎ労働も増えてきた。

「明治十五年以来の不景氣は春年後半より益甚しく、目今に至りて殆んど其極点に達したるもの如く……朝に家を破り夕に産を傾くる者は農民にあらずや、妻は寒えたりと叫ぶも之に衣するの衣帛なく、児飢ゑたりと啼けども之に食せしむるの米粟なきも亦農民にあらずや、債主督責の苛なる、裁判公法の嚴なる、祖先以来吾生の依て以て立つ所の^{ツカ}地を公売せられ、吾膝を容れ吾妻子を蔽ふ所の家産を取上げられ、為めに或は親戚朋友に寄食して^{ツカ}糲に飢餓を免がるもの亦農民にあらずや。妻は故郷に還へし児他人に托し、幾久しく住み馴れる家郷を辞して遠く他境に流離するものも、亦農民にあらずや……」(註五)

此の様な中で、当時の農家の年少者達の生活は、次の様な状態であつた。

第一に、農耕に従事する。

「男子十一、二才ニ達スレハ退校セシメ、草ヲ刈テ堆積肥料ヲ作ルノ事ヲナサシメ……」(註六)とある如く「家族老若挙テ耕作ニ従事」(註七)しなければ、一家を維持出来なかつた。

第二に、副業及び非業に従事する。

「漁業ニテハ重ニ鱒、鰻、帆立貝ナリ。工事ニテハ重ニ縄綯、襪靴、大工、木挽、鋸冶、袖職等ナリ、商業ニテハ呉服太物小間物、菓物、穀類、蔬菜類、酒類、魚類ノ販売等ナリ。」(註八)

第三に、口減らしの為に、他家へやられる。

即ち「女児八十才頃ヨリ近傍ノ富農ヘ子守奉公ニ遣り、可成口數ヲ減少。」(註九)或いは「子弟多キ者ハ村内又ハ近村ノ有力者ニ頼リテ僅ニ成育セシムル」(註十)、状態であつた

しかし、此れ等は、未だ賃労働ではなく、単に家業の手伝に過ぎない。周辺地に工場が設立されはじめると、それ等は賃労働へ転化して行つたのである。

「中等以下ノ小作人ハ従前農家ニ日稼スル者多カリシカ、近時大阪市街ニ諸工場起リ其賃銀農耕ニ比スレハ多額ナルヲ以テ挙テ工場ノ被雇ニ赴カントスル傾キアリ……雨中婦女子ノ取ル所ノ糸紡キモ亦、器械紡績ノ為ニ大ニ其數ヲ減シ、男子ハ諸工場其他ニ、女子ハ燻守製造其他ノ新事業ニ漸次転業セリ。」(註十二)

「農家の子女中、男子は多く林産業、運輸業其他の諸工事に従事し、女子は製糸、紡績、織工に従事し、一年中最も忙しきときにのみ耕作の手伝いをなし、其他は概して出稼を為すもの如し。」(註十二)と云う状態となつて行つたのである。

(3) スラム街

日本に於けるスラム街の發生は、徳川中期即ち天保以降であり、その後、特に明治十四、五年來の不況に伴う農民層の流出に伴つて發達したと云われて居る。當時のスラム街住人の職業は、近代的賃

労働ではなく雑業であつた。

「住居地区によつて多少の差異があるが、概言すれば日傭、土方、人力輓、縁日商人下等の各職工、紙屑拾い、下駄直、カッポレ踊、住吉踊、野店講釈、野店ミセモノ、漁師、蛤漁、堀掘、棒手フリ、紙漉、元結、水引製造、魚売、野菜売等その他色々の

内職が行われて居たのである。」(註十三)
 此の様な住人の住むスラムの生活の中で、年少者達がどの様な仕事をなして居たかは、次の大阪の名護町住人の職業表によつて、窺う事が出来る。

第六表 大阪名護町貧民の職業

職業名	十五年未満の男	同上女	十五年以上の男	同上女	合計
普通商人	八〇	六六	一六九	一六二	四七七
質物	二一	一五	八七	四九	一七二
傘	七九	六八	二七一	一七五	五九三
菓食物	六	二六	五六	五八	一四六
飲食物	七	一四	三七	三四	九二
貨物	一一	一一	三九	二八	九〇
工輓	二六	二五	二二六	一一五	三九二
厨夫	〇	〇	三三〇	〇	三三〇
マツチ	三	〇	三九	六三	一〇五
被雇	一一	二五	五一	二一一	六四一
遊芸	二二	一〇	三七	二〇	八二二
厨拾	一四	一八	六四	四三	一三五
無業	三三	二六	六四	四三	一三九
雑業	五五	七〇	六七	三八	一七六
学業	七二	五四	六二	三五	一〇六
乞食	八八	五四	〇	〇	一四二
乞食	一五九	一三三	八七	一一二	四八一

備考 西田長寿編「都市下層社会」大阪名護町貧民窟視察記(三三二)二頁

「マッチ」には無業、屑拾被雇の次に十五才以下の者が就業する人員が多く、又十五才以上の者より数多く従事して居る事に注目すべきであらう。

又、東京周辺スラムの年少者の中には、彼等の両親と違い、一部の者が紡績、織物工業の労働者へなつて行つた事が次の史料等によつて考えられる。

「下谷より転じて浅草に入り松葉町、清島町、北田原町地方、今戸、橋場、荏川戸の貧民を観る。…：橋場辺にて里の粗末なる女洋服を着たる若き女が幾人となく其の洋装のままにて頬服らし顔赤らめ火吹竹もて籠の火を吹くあり、抱への車夫を慕ふ令嬢のなれの果てか、去りとても余りに数多し、其の芋屋の店先にてふかし芋杯むしやぶり喰ふ様より思へは好て洋服を着たる子女学生か、それにしては理窟ほき顔色に乏し、何者ならんと路人に問へは鍾淵紡績会社職工なりと。」(註十四)

「何れの貧家にも小児七、八才以上となれば、男は府内の町家に、女は上州辺の機織に遣はして、年期金を取るを通常となせば、大抵貧家には七、八才以上の小児居る事稀なり。」(註十五)
概括すると年少労働者は、官営工場には士族とその他、民営製糸業には農民とその他、紡績業には農民とその他、マッチ工業にはスラムの窮民とその他を供給源にしてそれぞれ形成されて行つたのである。その他とは、それぞれ工場の設立された地区によつて、その他の供給源からの創出も含まれて居る事を意味する。例えば、前掲の資料の如く官営工場には、農民、民営製糸業や紡績業には、窮乏した士族やスラムの窮民、マッチ工業には周辺の農民からも創出されて居た。これ等の詳細こそは、おそらく今後個々の地区別調査に

よつて明らかにされねばならぬ問題であらう。

- (註 一) 「興業意見」明治前期財政経済資料第十八卷三七頁
- (註 二) 郵便報知新聞 明治十一年七月三十日
- (註 三) 吉川秀造著「士族授産の研究」二三頁
- (註 四) 「横須賀造船史」二卷 四八頁
- (註 五) 隅谷三喜男著「日本賃金労働史論」二一頁

「綿糸集談会記事」明治十八年三〇〜一頁の抜萃より。
(註 六) 土屋喬雄著「明治前期経済史研究」三二六頁
明治二十一年農事調査報告書より。

- (註 七) 全 頁
- (註 八) 全 三五五頁
- (註 九) 全 三五五頁
- (註 十) 全 頁
- (註 十一) 全 三二九頁
- (註 十二) 全 三三〇頁
- (註 十三) 西田長寿編「都市下層社会」 九頁
- (註 十四) 全 一二六頁
- (註 十五) 全 二七三頁

四 結

極めて短期間で、然かも上から作られた日本資本主義の初期における年少労働の創出を一応、時期を逐つて背景との関連を考慮しつつ次のようにまとめ得ると考える。

明治十三年工場払下概則の成立の前後を境としてそれ以前は、政府が直接に官営工場設立等の方途を以て資本主義体制を強力に押し

出した時代であつた。そして更に政府が、明治維新即ち封建体制の中央集権的再編成を完成する為、国内、国外それぞれに対して徐々にその体制を調えつつあつた時代であつた。「版籍奉還」「廢藩置県」「徴兵令」「地租改正条例」等の事象は、一つ一つ何らかの意味で、当時の政治と経済の要求に基づき起つたものであつた。そしてその時代の底流の中から「賃労働」は成立したのである。

封建経済の中で芽生えつつあつたマニユファクチャに雇用されつつあつた少数の「農民」が明治初期にはいた。しかし、明治維新によつて、それ等に加え全体に対する割合としては少数であるが「士族」が出現した。即ち、廢藩置県によつて職を失つた「士族」に対し、当時「殖産興業」の政策をになつて出現した官営工場は、技術移植の目的の爲の人材として、これを雇用した。又、徐々に困窮した士族の一部は士族授産の目的で設立された紡績所へ雇用された。此の様な状況の中で、士族の年少者達は、「技術習得」によつて自らの将来の職を決定しようとしたし、又、官営工場自体も、技術習得の能力をもつていた士族の年少者に未来の熟練労働者としての期待をつないで雇い入れた。一方、封建経済の中で芽生え、維新後適当に西洋の技術を移入しつづめざましく増大して行つた製糸マニユファクチャはその附近の年少農民を半熟練労働として雇い入れ、又もつとも必要な日用品であるマツチ製造の爲に急激に成立して行つたマツチ工業のマニユファクチャには、やはりその附近の都市スラムの年少者、特に幼少年者が不熟練労働として雇い入れられた。

明治十三年、四年頃を転機として、経済政策は急激に転換されたが、これ等の契機となつた経済的原因の一つは、その年代に起つた不況であると云えよう。それによつて貧窮化した「士族」が主流と

なつた「民権運動」又、明治十六、七年の農業恐慌による窮乏化より続発した農民一揆等に対して「集会条例」「警視庁再設」「憲兵制」等が対応し、国外に対する体面もあつて「国会開設の詔勅」が下された。この時代以後、民営商工業に対しては保護政策がとられた為、民営工場は急速に發展し、殊に綿紡の機械制大工場が出現した。又、官営工場は漸次民営に移されて行つた。それ等により増大した年少労働の需要に対しては、明治六年の地租改正条例を原因とし、明治十六、七年以後の農業恐慌を直接の契機として配出された「貧窮農民」及び離村農民によつて膨脹した「スラム街の住人」又、転職に失敗して急速に貧窮化して行つた「士族」の年少者達がそれぞれ応じた。新しく出現した綿紡機械制大工場には「農民」を主としてその他、「都市スラム」「士族」の年少者が雇用された。尚、農民の貧窮化は年々増大して行つたが、それに対して徐々に資本の需要が増大して行つた時、即ち産業革命直前には、綿紡、製糸等に農村からの「寄宿工」が現われて来た。

以上の中で、最も典型的な年少労働は、「マツチ工業」のそれであつたと云えよう。一方、日本資本主義に固有なものとして出現したのは官営工場に対応した士族出身の年少労働者であり、又、形態的には「寄宿工」の出現であろう。殊に「寄宿工」は「主として農村出身の出稼ぎ労働」が産業革命直前になつて急激に現われて来た事は、英國の産業革命直前に於ける教区貧困児の雇用と対照して意味のある事と思われる。これ等の、年少労働創出の特色が「年少労働」それ自体をどの様に規定したかについては、次号「年少労働の状態」の中で述べたいと思う。

(紙面の都合で史料は主要なもののみを掲載した。)